令第 13 条第 1 項第 1 号に該当する 3 号認定子ども数

y27　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 2 項第 1 号の区分に該当し、かつ、同令第 13 条第 1 項各号に該当しない 3 号認定子ども数

y28　前年度公立保育施設在籍人員数（基礎分）のうち教育・保育給付認定保護者（短時間）が子ども・子育て支援法施行令第 4 条第 2 項第 1 号の区分に該当し、かつ、同令第 13 条第 1 項第 1 号に該当する 3 号認定子ども数

z1　19.5

z2　9

z3　9.75

z4　30

z5　9

z6　15

z7　44.5

z8　22.25

z9　61

z10　30.5

z11　80

z12　40

z13　104

z14　52

z15　19.3

z16　9

z17　9.65

z18　29.6

z19　9

z20　14.8

z21　43.9

z22　21.95

z23　60.1

z24　30.05